

〔別紙1〕

# 産業成長応援間接補助金〈小規模事業者挑戦／生産性向上挑戦ステージ〉事務手続きについて

## 1. 交付申請提出（事前に県の事業計画認定が必要です）

○交付申請書は、下記の公募期間中に商工団体に郵送又は持参してください。

第1回 令和元年 9月2日(月)～同年 9月30日(月)

第2回 令和元年12月2日(月)～同年12月27日(金)

第3回 令和2年 2月3日(月)～同年 2月28日(金)

## 2. 交付決定通知到着

○交付申請後に内容の審査を行い、速やかに各商工団体から事業者宛に郵送します。  
※交付決定通知を受理した日から10日以内であれば申請の取下げができます。

## 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には商工団体の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を商工団体に郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※事業の完了とは・・・以下のいずれかになります。

①補助事業実施計画書の実施事業が全て終了し、当該事業に関する支払が完了した日

②補助事業の実施期間の終了日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

進捗状況報告書を商工団体に郵送又は持参してください。

## 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から10日以内）

○実績報告書を商工団体に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払（商工団体⇒事業者）

実績報告書又は進捗状況報告書が提出され、商工団体の補助金  
検査が終了後、速やかに支払いを行います。

まずは、最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会にご相談ください。

問い合わせ先

商工労働部 企業支援課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7242・7243 kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp